

人権擁護委員表彰

人権擁護委員として、多年にわたり人権擁護と人権思想の普及高揚に貢献された功績により、次の人が表彰されました。

法務大臣表彰 佐藤 寛 様

関まちづくり支援課 ☎ 0176-51-6777

11月30日は年金の日です 「ねんきんネット」で未来の生活設計を考えてみませんか

「ねんきんネット」では、これまでの年金記録や、これからの年金見込み額をパソコンやスマートフォンで確認することができます。

利用には登録が必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

関ねんきんネット専用ナビダイヤル ☎ 0570-058-555 (050 から始まる電話でかける場合は ☎ 03-6700-1144)

日本年金機構のホームページはこちら ▶



蜜蜂を飼育する人は 毎年届け出が必要です

蜜蜂を飼育するためには、養蜂振興法に基づき書類を提出する必要があります。

▶ 蜜蜂の配置について

提出書類 蜜蜂配置希望申告書、採蜜状況報告書

提出期限 12月上旬

▶ 蜜蜂の飼育届について

提出書類 蜜蜂飼育届

提出期限 令和8年1月31日(土)

※各書類は、県ホームページからダウンロードできるほか、中央家畜保健衛生所にも備え付けてあります。※昨年度、飼育届を提出した人には書類を郵送します。

※蜜蜂を飼育していない場合でも、飼育目的で巣箱を設置する場合は届け出が必要です(花粉交配用のみの一時的な飼育の場合は、届け出は不要です)。

関中央家畜保健衛生所畜産振興課 ☎ 0176-23-5115

国民年金に未加入期間がある皆さんへ

現在、国民年金は20歳～60歳未満のすべての人が加入する必要がありますが、平成3年3月31日以前の制度では、大学生や専門学校生は20歳以上でも国民年金への加入が任意となっていました。任意加入をしていなかった場合は、国民年金が未加入扱いとなり、その結果、年金の受給額が減額となります。

現在60歳～65歳未満の人で、当時任意加入をしていなかった場合は、申請により国民年金保険料を納付することで年金の受給額を増額することができます。

なお、申請にあたっては、現在厚生年金保険に加入していないなどの加入要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

申関国保年金課 ☎ 0176-51-6753
八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742

詳しくはこちら ▶



農業用免税軽油の免税証交付 申請手続きについて

農業用免税軽油の免税証(令和8年3月からの使用分)の交付申請を受け付けます。

受付期限 11月21日(金)(平日のみ 午前8時45分～午後4時)

受付場所 青森県十和田合同庁舎1階 上北県税事務所(西十二番町20-12)

※販売店を通じて申請する場合は、販売店の受付期間に遅れることのないよう早めの手続きをお願いします(受付期間を過ぎると、免税証の交付が遅れる場合があります)。

必要書類 耕作証明書、交付されている免税軽油使用者証

※初めて申請する人や使用機械に変更がある人は、別途必要な書類がありますので、お問い合わせください。

申関上北県税事務所課税課 ☎ 0176-22-8111(内線209)

定例労働相談会

労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

とき・ところ 11月16日(日) 午前10時～正午、12月9日(火) 午後1時30分～3時30分

青森県労働委員会(青森市新町2-2-11 東奥日報新町ビル4階)

関青森県労働委員会事務局

☎ 017-734-9832 FAX 017-734-8311

借金に関する相談窓口 (多重債務者相談)

相談員が借金の状況などを伺い、必要に応じて弁護士などに引継ぎます。一人で悩まずご相談ください。秘密厳守・無料です。

とき 月～金曜日(平日のみ) 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

相談専用電話 017-774-6488

関東北財務局青森財務事務所理財課 ☎ 017-722-1463

協働の力で快適な冬道を

市では、市民・除雪業者との協働による除雪を推進しています。

市民の皆さんには、次のことを守っていただくよう、ご協力をお願いします。

市民の皆さんへのお願い

▶ 道路への雪出しはしない ▶ 路上駐車はしない ▶ 屋根の雪が道路に落ちないように対策を行う ▶ 除雪後の間口寄せ雪の片付けは各家庭で行う ▶ 除雪作業中の車両には絶対近寄らない ▶ 除雪業者用の雪置場には雪を置かない ▶ 路肩にブロックなどの除雪作業の支障になるものは置かない ▶ 除雪作業の支障とならないよう、植木の枝は剪定する ▶ 豪雪時に無理な通行はしない

共に力を合わせて、快適な冬道を目指しましょう。

関土木課 ☎ 0176-51-6730